



呉市立小・中学校 共同事務センターだより

平成28年10月発行
第6号

担当 蒲刈共同事務センター

旬の美味しいものがたくさん出回るこの季節、自然の恵みに感謝して秋の味覚を楽しみませんか。さて、2学期は研究会等出張の多い時期。そこで、出張に伴う旅行命令（依頼）簿の記入の仕方について、いくつかのポイントをお知らせします。

旅行命令(依頼)簿(第1号) (別紙1呉版)

決裁				支給員旅行内整理印	出勤簿整理済	<input type="checkbox"/> 確定払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 別途支給 () (円) <input type="checkbox"/> 支給対象外	
校長	教頭	事務長	係				
所属名/コード	主務課名/コード	年度	繰越区分	支出科目		資金前渡者所属名/コード	
命令番号	職名	氏名/職員番号	印	減額理由及び類	上段: 概算印刷 下段: 精算印刷	概算弘積算 積算印	備考
出発地 <input type="checkbox"/> (自宅の場合、住所記入) <input type="checkbox"/> 在勤庁・自宅				運転者・同乗者 所属: _____ 職名: _____ 氏名: _____ 区間: _____			
月	日	用務	用務先	用務地	治数	用務開始時間 : _____ 用務終了時間 : _____ その他 _____	
到着地 <input type="checkbox"/> (自宅の場合、住所記入) <input type="checkbox"/> 在勤庁・自宅				旅行日(10)月 1 2 ③ 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 ⑦ 18 19 20 21 22 23 ② 25 26 27 28 29 30 31 (○印を記入した日にちを旅行日とする。)			
<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 往復同一経路 学校 ~ 市役所 ~ 自宅 ~ ~ ~ 学校 (バス) (JR) () () () ()				<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 往復同一経路 学校 ~ ○○バス停 ~ 本通4丁目バス停 ~ 市役所 ~ 呉駅 ~ 広駅 ~ 自宅 (徒歩) (バス) (徒歩) (徒歩) (JR) (徒歩)			
<input type="checkbox"/> 領収書等添付 復命時 精算 <input type="checkbox"/> 自家用車公務使用 (実測距離 km ⑧)				旅行の確認 平成 年 月 日 印 方法 1 復命書 2 業務日誌 3 公用車運転日誌 4 会議資料 5 その他()			
週休日の振替 10 / 2 (日) 8 : 15 ~ 16 : 45 (1日) 4時間				振替後の日時(週休) 10 / 11 (火) 8 : 15 ~ 16 : 45 (1日) 4時間			

【ポイント1】

職員を同乗させる、又は職員の車へ同乗する場合、記入が必要です。さらに、他校の職員の場合、事前に校長間での確認が必要です。

* 記入例 *

他校の職員を自分の車に同乗させる場合の例

運転者・同乗者

所属: △△小学校 職名: 教諭
氏名: 椿花子 区間: ●●バス停 ~ ××小学校

【ポイント2】

「用務・用務先・経路」のすべてが同じ旅行を同一月に複数回行う場合、『カレンダー付旅行命令簿』を利用することができます。

【ポイント3】

経路を省略せず、バス停や徒歩部分も記入してください。発着地が違う場合、往復同一経路のチェックはしません。

【ポイント4】

貸切バスや安芸灘大橋を利用した時に領収書を添付してください。自家用車公務使用で実測した場合、距離を記入してください。⇒この⑧は校長が距離を確認して押印します。

【ポイント5】

週休日に出張する場合、週休日の振替について記入してください。

復命書

【ポイント6】

平成28年2月1日以降バス・フェリー及び高速艇を利用する場合は、運賃が分かる資料を添付することになりました。

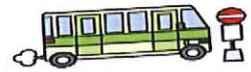
正しく旅費を支給するために次のことをお願いします。

- ・ 経路には利用する**バス停・港などを正しく記入**してください。
- ・ **利用する最寄りのバス停等が不明**の場合には、あらかじめ事務職員にお尋ねください。



旅行命令簿は、根拠文書を添付して出張前に決裁を受けましょう。

復命書は、出張後すぐに提出をお願いします。



サービス「一問一答」!

タクシーの使用に関する基準

Q 公務上の必要により、タクシーの使用を認めてよいか。

A 旅行は、公共交通機関又は公用の交通機関を利用することが原則であり、タクシーを利用する旅行命令を発することができるのは、「出張時におけるタクシーの使用に係る基準」に該当する場合に限られる。

【参考】「出張時におけるタクシーの使用に係る基準」

出張は、公用車使用又は公共交通機関の利用を原則とする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、事前に所属長の承認を受けた上で、タクシーを使用できるものとする。ただし、自家用車の公務使用ができる場合を除く。

- (1) 目的地までの公共交通機関がない場合
- (2) 通常の公共交通機関では対応できない著しい緊急性がある場合
- (3) 公共交通機関による運搬が困難な荷物がある場合で、徒歩での移動が著しく困難な場合
- (4) (1)から(3)までのほか、これらに準ずる場合で、特に所属長が必要と認める場合